

行政ほっかいどう

'83.5



.....年計報告を至急提出して下さい!!.....

目 次

行政書士法の改正から会則・規程の改正まで（解説）.....	2	戸籍手数料の改定.....	11
行政書士法施行令及び同法施行細則の改正.....	7	支部のうごき.....	11
公益法人の設立手続.....	7	事務局日誌.....	12
支部業務指導者研修会の開催.....	10	会員のうごき.....	12
		年令早見表.....	13
		おしらせ.....	14

北海道行政書士会

行政書士法の改正から

会則・規程の改正まで(解説)

総務部

— 昭和58年4月1日一斉に施行 —

- ・行政書士法の一部を改正する法律 (昭和58年1月10日公布 法律第2号)
- ・行政書士法施行規則の一部改正 (昭和58年1月29日公布 自治省令第4号)
- ・行政書士法施行細則の一部改正 (昭和58年3月28日公布 北海道規則第20号)
- ・北海道行政書士会会則の一部改正 (昭和58年3月31日認可 地方第319号指令)
- ・同施行規程の一部改正 (昭和58年3月29日 臨時総会議決)

主要な改正点

1. 行政書士試験が国家試験に移行した。
 - ・試験日は、全国一斉に10月の第4日曜日に
 - ・試験合格者の行政書士資格は、全国共通資格に(既合格者を含む。)
2. 公務員の行政事務担当期間が引き上げられた。
3. 行政書士の資格条項が変更された。
4. 登録即入会制になった。
 - ・「入会届」は廃止
 - ・「変更届」は廃止、「変更登録申請書」に一元化
 - ・会費滞納者の「みなす退会制度」は廃止「知事の業務禁止処分」に
 - ・本年10月1日以降は、未入会の「行政書士」名称使用は処罰の対象に
5. 登録の移転制度が新設された。

I はじめに

行政書士法の改正運動は、行政書士のメリットに直結するような内容をかかげ、第1条から「報酬を得て」を削るとか、「提出代行業務」を行政書士の独占業務にするとか、「雇用行政書士の禁止」の明文化など多くの懸案事項を盛り込んでとりくんできたのですが、今回の法改正にはとり入れられず、行政書士となる資格の引き上げ、行政書士試験の国家試験への移行、登録入会制度の改正等にとどまりました。

II 行政書士法改正と会則及び規程の変更

1. 法改正の趣旨と改正法の施行日

行政分野の複雑化と高度化に伴って行政書士の果すべき役割が著しく拡大している中において、行政書士の業務のより適正な運営に資するため①『行政書士となる資格の引き上げ』、②『行政書士試験制度の改善』、③『行政書士の登録と行政書士会への即入会制』等の改正を行うこととし、改正法は、本年1月10日法律第2号により公布され、本年4月1日から施行されました。

2. 行政書士となる資格の引上げ

- (1) 行政書士の資質の向上を図るために、公務員の行政書士資格は、行政事務担当期間が12年以上(高等学校卒業等者は9年以上)であったものを行政事務担当期間を延ばして20年以上(高等学校卒業等者は17年以上)に引き上げられました。(法第2条関係)
- (2) 公務員の行政事務担当期間は、引き上げになりましたが、本年3月31日までに行政書士の登録をしている者は、入会者及び未入会者の別なく改正後の行政事務担当期間を有する者とみなされました(法附則第2項)。すこしくわしく説明すると、法附則第2項の規定には、「この法律施行の際現に行政書士である者……は、改正後の行政書士法第2条の規定による行政書士となる資格を有するものとみなす。」となっているので本年4月1日の午前零時現在において行政書士の登録をしている者(登録者のことを行政書士といいます。)は、入会、未入会には関係なく行政事務担当期間が20年又は17年に達しない者であっても、これと同等にみなされるわけです。したがって、改正法施行の際登録されている会員がその後にお

いて廃業届を提出して登録を抹消されても、現行法が変わらない限り後日いつでも登録申請をすることができ、登録と同時に会員になるわけです。(本年4月1日以降は、「退会届」が廃止され「廃業届」に変わること、また、登録と同時に会員になることは6で詳述します。)

- (3) 次は、改正法施行の際に登録されている未入会者については、本年4月1日から9月末日までの間に入会届を提出して会員になることができることになっていますが、入会届を提出しない者は本年10月1日に登録が抹消されます。しかし、前記(2)のとおり改正法による行政書士の資格を与えられているので、その後いつでも登録し、かつ会員になることができることは前記と同様です(附則第3項)。

3. 行政書士の資格条項の変更

行政書士法第2条の改正によって行政書士の資格の該当条項が次のように変わりましたので御注意ください。なお、会員名簿中の「登録資格」も当然改めなければなりません。会員名簿は昭和59年度更新を考えておりますので、それまでの間読み替えて御使用くださるようお願いいたします。

行政書士の資格の区分	法改正前	法改正後
1. 行政書士試験合格者	法第2条第1項該当	法第2条第1号該当
2. 弁護士の有資格者	法第2条第2項第1号該当	“ 第2号該当
3. 弁理士の有資格者	“ 第2号該当	“ 第3号該当
4. 公認会計士の有資格者	“ 第3号該当	“ 第4号該当
5. 税理士の有資格者	“ 第4号該当	“ 第5号該当
6. 公務員として行政事務担当期間が法定年限を充足する者	“ 第5号該当	“ 第6号該当
7. 附則第2項該当者	附則第2項該当	附則第2項該当 (次の者とする) 1. 今次改正法施行の際「附則第2項該当」である者。 2. 今次改正法施行の際、第5号該当で登録していた者のうち、再登録の際に行政事務担当期間が17年又は20年に達しない者。

4. 行政書士試験合格者と国家試験

への移行

(1) 行政書士試験の合格者は、従来試験合格地の属する都道府県の区域内の行政書士となる資格しか与えられていませんでしたが、今回の改正によって、従前の試験合格者を含めて全国どこの都道府県の区域内においても行政書士となる資格を有するように改正されましたので、今後は、未登録の試験合格者は、どこの都道府県でも登録することができますし、既登録の試験合格者は登録の移転の申請をすれば、全国どこの都道府県でも事務所を移転して開業することになりました。(法第2条、法第6条の5、附則第2項)。なお、登録移転の申請は、試験合格者だけではなく行政書士の登録者すべてに適用があります。

(2) 行政書士試験は、国家試験に移行になりましたが、行政書士試験の事務は従来どおり各都道府県知事に委任して実施されることとなります。しかし、試験実施日の全国統一、試験水準の統一化を図ることになり、試験日は毎年10月の第4日曜日に、また、試験問題は自治省において基準を示し、都道府県がブロック毎に協議して均一化を図ることとなります。さらに、合格証書は自治大臣と都道府県知事の連名により発行することになり行政書士法施行細則でその様式が定められました。

5. 登録の移転制度の新設

行政書士が他の都道府県の区域内に事務所を移転しようとするときは、まず登録を抹消した上で移転先の属する行政書士会に新たに登録の申請をすることになっていたのですが、今回の改正では「登録の移転の申請」という簡単な手続きに簡素化されました。

本会の登録者が他の都道府県の区域内に事務所を移転する場合の手続きは、7で詳述することにします(法第6条の5)。

6. 登録即入会制への移行

行政書士は、登録を受けた時又は登録の移転を受けた時に同時に当該行政書士会の会員になることに改正されました(法第16条の5)。したがって、行政書士(登録をした者のこと)はイコール行政書士会の会員になり、行政書士の登録だけで行政書士会の会員でない者の存在はあり得なくなったわけです。こうした法改正の趣旨に適合し、かつ、新制度の受入れ態勢を整備するため本会では去る3月29日臨時総会を招集して、会則及び会則施行規程第5章(登録事務及び登録資格審査)の一部改正を行い、同月31日付で知事認可を受け、本年4月1日から施行になりました。

登録即入会制から派生して改正された事項は次のとおりですが、会員の皆さんには手続きに変更の生じたものがあるので特に御注意ください。

(1) 「入会届」の廃止

本年4月1日以降に行政書士の登録申請をする者は、登録を受けた時に、法律上行政書士会の会員になるため、入会届は不要になり廃止されました。しかし、未入会登録者の入会届を附則第3項で認めていますので、本年9月末日までは、改正前の会則の規定がこれらの者に限り適用するように附則で経過措置を規定しました(旧会則第6条の改正、改正会則附則第2項)。

(2) 「変更届」廃止と「変更登録申請書」の提出

入会届の廃止に伴い、入会届事項の変更届となる「変更届」は当然不用になるので廃止しました。今後は、「氏名」、「住所」、「事務所所在地」、「電話番号(事務所、自宅)」、「他士業の資格」に変更を生じたときは、すべて次により本会に変更登録申請を提出

するように改正されました(会則施行規程第18条)。

ア 変更登録申請書は、会則別表第4号様式により、変更を生じたときに遅滞なく2部を提出してください。

イ 変更登録申請書の添付資料は次のとおりです。

- ・ 本籍、住所、氏名及び生年月日に変更があったとき。

戸籍抄本、及び住民票の写し各1部

- ・ 事務所の所在地、携帯用会員証の記載事項に変更があったとき。

会員証にはりつける写真一葉

なお、行政書士登録証明書又は携帯用会員証に変更を生じた場合には書き替えますので、当該証明書又は会員証を同時に送付ください。

(3) 退会届の廃止と廃業届の提出

法改正前は、入会届により入会し、退会届を提出することによって退会することができました。そして、一時的に休業するが将来また開業しようとする場合には登録を抹消しないように扱ってきたのですが、改正法の施行後は登録即入制度に変わったことによって、登録だけはしているが、入会しない者の存在は認められなくなったので、本年4月1日以降に退会しようとする会員はすべて廃業届を提出するように全国的に会則が改正されました。これは廃業届を提出した会員はこれを受理した時に退会になるばかりでなく、同時に法第7条該当者として登録抹消することにより、改正後の趣旨に適合させることにしたものです。

退会の手続きは次のとおりです。

ア 廃業届は、会則別表第2号様式により作成し、正副2通を支部を径由して提出してください。

イ 廃業届には、会員証(携帯用及び掲示用会員証)を添えて本会に返還してください。もし、返還できないとき

は、理由書を添付してください。

ウ 廃業届は、到達主義により退会日を決定しますので、支部では受理年月日を正確に記入して支部長印を押し、廃業届1部と添付物件を本会へ即時送付してください。

(4) 行政書士の名称占用

行政書士法上「行政書士」とは、行政書士の登録をした者を意味します。現在、本会の未入会登録者は約1,700名ですが、これらの人たちが「行政書士の名刺」を使用したり、「社会保険労務士、行政書士」のように他士業と行政書士の名称を併用したり、あるいは、行政書士何某と入口に表示をする者があって、本会では依頼者に迷惑をかけ、あるいは法違反につながるようなことも発生するので、そうしたことをやめるよう求め、又は入会を奨めています。「行政書士の仕事は絶対にしない。」「私は、行政書士だから、行政書士の名称を使ってなぜ悪いか」と容易にに応じてくれない者がいて困っていましたが、この状態は本年9月末日まで改正法附則第3項の経過規定によって続くこととなります。しかし、本年10月1日には未入会登録者は全員登録の抹消をしますので、それ以降は未入会者が行政書士の名称を使うことは許されず。依然として未入会のまま行政書士の名称を用いると、行政書士法第19条第2項違反として罰金刑の対象になります。

本年10月1日以降、未入会者が「行政書士」の名称を使用していることを発見した場合には、支部に通報するか又は直接注意してあげてください。

(5) みなす退会の廃止と知事の業務禁止処分

会費納者に対する「みなす退会処分」のたぐいは、本会だけではなく多少の差異はあれ全国的に会則によって重大義務の不履行者としての退会の制裁をしていたのが現実

です。しかし、こうした処分は、退会させることができたとしても登録を抹消することができないため、登録者は常に会員でなければ

ならないという改正法の趣旨に適合しないので全国的に廃止することになりました。これに代わる方法としては、第1段階として納期限を指定して、未納会費全額の納入を催告する。それでも一定期日までに未納額を完納しないときは、第2段階として廃業を勧告する。さらに、勧告後一定期日以内に廃業届を提出せず、また6カ月分以上の会費を滞納しているときは最終段階として知事に対して業務禁止の処分を求めることになりました。(会則第69条)

知事の業務禁止処分を受けるとその日に登録は抹消になり、廃業届を提出するまでもなく同時に退会したことになるのです(法第7条、法第16条の5第2項)。

なお、知事の業務禁止処分を受けますとその日から2年を経過しなければ登録することができない(法第5条第5号該当)という厳しい処分になりますが、改正法の趣旨に適合させるために、日行連が自治省と協議の上採用することになったものであることを御理解願います。

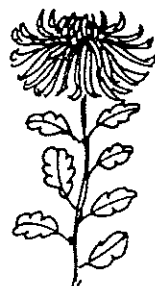
本会では、会費の延納、減額、免除の制度もありますので、会則第70条のこれらの理由に該当する場合には所属支部長と十分相談の上、会費を滞納しないように御注意ください。

7. 登録の移転制度の新設

「登録の移転」とは、行政書士が他の都道府県に事務所を移転しようとする場合の手続きのことで、従来はまず登録を抹消しその証明書を添えて移転先の行政書士会において登録申請をしなければなりません。今回の改正では「登録の移転」という制度ができて簡素化が図られましたので、ここでは、本会の登録者が他府県に事務所

を移そうとする場合の手続を次のとおり記述します。

- (1) 本会に「行政書士名簿謄本交付申請書」(会則別表第3号の3様式)を提出すると本会では速やかに行政書士名簿の謄本を交付します。(会則第49条の3)
- (2) 移転先の行政書士会には、細則第10条(別記第6号様式)による「行政書士登録移転申請書」に行政書士名簿の謄本、住民票の写し、履歴書等を添付して申請すれば登録が移転され、登録の移転をした時に当該行政書士会の会員になるわけです。
- (3) この「登録の移転」は、登録審査委員会の審査を要しない簡易な手続きとして、手数料も一般の登録手数料より低額の5,000円になっています。
- (4) この手続は、全国的に基準が定められているので、行政書士会によって多少の差異はあるにしてもおおむね本会と同じようであると思われますから会則施行規程第13条を参照してください。ただし、入会金、会費などは全国的に差異があり、事務所の写真を必要とする会もあるようですから事前に移転先の行政書士会に問い合わせることがよいと思います。



行政書士法施行令及び 同法施行細則の改正

(1) 行政書士法施行令の改正

行政書士法施行令の改正内容は本年3月の「行政ほっかいどう」でお知らせのとおり、特に会員にお知らせするような重要な点はないので説明を略します。

(2) 行政書士法施行細則の改正

細則の規定は広範に改正されましたが、特に会員に関係する部分のみ説明します。

ア 登録の移転に関する規定の新設

(細則第10条)

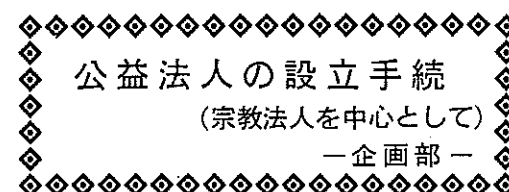
他の都府県も同様の規定をしていると考えられるので参考にしてください。

イ 事件簿の記載事項 (細則第18条)

従来、行政書士の帳簿の記載事項と定められていた「作成した書類の枚数」を削られました。これは、領収書に作成書類の枚数が記入されているので、業務量の多い会員から省略させてほしいという声が反映されて「作成した書類の枚数」だけを削ることになったものです。本会であっせんしている事件簿には「作成した書類の枚数」を摘要欄に書くようになっていますが、この枚数は今後は記入しなくても違反にはなりません、書き込んでおいた方が後日便利なが多いと思いますので、枚数記入は書いても書かなくても違反ではないと御理解願います。

ウ 行政書士試験合格証再交付の廃止と証明書の交付 (細則第7条)

行政書士試験の合格証は再交付を行わないようにし、これにかえて行政書士試験合格証明証の交付の規定が新設されました。



行政書士の行う公益法人の設立手続は、申請書の作成よりも添付書類の作成にかなりの労力を費やし、許認可等を得るまでの書類は部厚なものになります。又、適格な書類を作成するには専門的な知識と法的な技術も必要とされ、特に不動産の評価と登記に関する知識、経理に関する知識は必要不可欠です。添付書類の中には定型化され、文書の記載の方法が書式集等で例示されているものも多いのですが、例示のない書類は最初から最後まで自分の知識を絞り出して作成しなければならない書類も少なからずあるのです。したがって、一枚の書類を作るのにまる一日を費す場合も現実にあるのです。このようにある意味では、こうした業務に熟練していない行政書士にとっては、時間的に、経済的にみて「効率」が悪い印象をもつと思います。

このために多くの行政書士が印刷された用紙に必要な事項を記入すれば、それで一応適格な書類となるような、定型化され、「大量生産」が可能な種類の業務を取り扱う行政書士が多くなっているのが現状です。

しかも、行政書士の報酬は上限を定めたものですから値下げ競争が発生し、行政書士の品位の低下へとつながっていきます。

これからの行政書士は、多少困難で効率が悪い業務でも逃げることなく、積極的に向かっていき、日頃努力する者が顧客を大切にすることによって、社会に受け入れられ業績も発展すると思います。

さて本論の宗教法人の設手続ですが他の公益法人と、構造的に非常に多くの類似点があり、公益を目的とする「法人」である

という共通した点があるために、いわば基本的部分に類似点があるのは当然なので2. 3種類の公益法人の設立手続きをマスターすれば、それ以外のものを依頼されても、あまり苦勞することはないのです。ここで宗教法人の設立を中心とし、社会福祉法人の設立の基本的な点について述べてみます。

宗教法人法第12条によると、「宗教法人を設立しようとする者は、法律に定められた一定の事項を記載した規則を作成し、その規則について、主務官庁の認証を受けなければならない。」とされています。宗教法人の場合は、「許認可」を得る必要はなく、規則の「認証」のみを受ければ法人の設立が出来ることになっています。「認証」とは、ある行為又は文書の成立、記載が正当な手続でなされたことを公の機関が証明することであり、この「規則」は、宗教法人の自治規範としてその目的、組織、運営方々の根本原則を定めたものですから、宗教法人の規則は社団法人の定款、財団法人の寄附行為にあたります。社会福祉法人の場合は、その定款について厚生大臣の認可を受けなければならないことになっており、厚生大臣は認可の申請があった場合は、当該社会福祉法人の資産が目的とする社会福祉事業を行う必要を充たすものであるかどうか、また、その定款の内容及び設立の手続きが法令の規定に違反していないかどうか等を審査したうえで、当該認可を決定しなければならないものとされています。

宗教法人及び社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地（会社の本店に当る）において設立登記をすることによって成立することになっています。（宗教法人法第15条 社会福祉事業法第32条）したがって登記の時に当該法人は正式に法人格を取得し、寄附財産もその法人に帰属します。この点が主務官庁の許可で成立する民法上の公益法人とは異なった取り扱いになっています。

（民法34条同45条1項）設立手続きの際に注意すべき点は次のとおりです。

設立手続は、設立代表者より設立の依頼を受けてから少なくとも3ヶ月、場合によっては1年以上も期間を要することがあります。そうしてこの期間を出来るだけ短かくして、早く法人を設立するためには、無駄な労力を省くために当事者と綿密な打合せが不可欠です。打合せが不十分なために一度で済む手続が二度三度と手間をかけなければならないという経験するところです。以下「打合せ」について注意すべき事項を記述します。

法人を設立しようとする場合、その設立に携わる人々には、どうして法人を設立しなければならないかなかったのかについて一つの合意が成立しています。業務の依頼を受けた行政書士はこの「合意」を法律的に組み合わせをし、整理し、とりまとめをしなければなりません。このために設立代表者や役員就任予定者と何度も打合せを重ねて話を聞く必要があるわけです。代表者との打合せを十分行ってから、法人設立を概要をつかんだ段階で、所轄庁に対し許認可、或は認証について可能性を打診することになります。所轄庁と現状に対する評価、判断に食い違いがある場合は所轄庁の誤解を解くようによく説明し、所轄庁よりある事項について変更を求められれば、それを受け入るかどうかを良く研究して、そのことを設立代表者に伝え再度打合せることになります。そうしてどうしても所轄庁がこちらの説明に納得しない場合は、設立手続を中止せざるを得なくなり、今までの努力が水泡に帰することにもなります。しかしこれでは予定の報酬が得られないわけですから、中止せざるを得ないような状況に至った段階からが行政書士の真価を問われる事になります。所轄庁の納得を得るために、資料を出来るだけ多く集めて、それを文書にとりまとめ、不

足があれば速やかに追加するような態勢を取り、早急に提出できるようにすることです。このようにして努力を重ねた結果他の士業者が断念したものを可能になった事例もあります。やはり依頼を受けた行政書士の、この業務に対する不断の研究と努力次第であり、更に誠実さと根気が加えられて、はじめて可能となるものと思います。公益法人の設立に当っては、事業を継続するに足るだけの不動産を所有していることが条件となっていますから、法人格を取得した段階で、その法人が確実にその不動産を取得する保証が要求されます。その保証として、法人に不動産を寄付する者からの印鑑証明書付の寄付証書が設立の申請書の添付書類となっています。寄付を申出ている人には、税金の点についてよく説明し寄付者の意志に変更がないかどうかを代表者等とは別に、行政書士としてよく確認しておく必要があります。

次に調査の重要性について述べますが、公益法人の場合は所轄庁や、税務署の現地調査があります。また、提出した書類、財産目録、図面が現況と食違いがないかどうかについても調査を十分に行って現況の確認に注意する必要があります。提出した書類と現況が合わなければ、かなりの行政書士としての失点につながります。したがって行政書士は設立代表者の話を聞き、十分説明を受けても、自分の目と足で現況を確かめておかねばなりません。現地調査に当たっては申請公益法人が、その事業にふさわしい施設を備えているか確かめます。公益法人の場合には備えなければならない施設等が明示されていますので慎重に調査し、名称や寸法等を実測し、写真をとっておくことです。これらの資料は、所轄庁と打合せをするときに大切な資料となります。宗教法人の場合には、特に『礼拝の施設』を備えていなければならないので、この点の調査

及び「礼拝の施設」といえるかどうかの判断が重要です。行政実例では「礼拝の施設を備えていない場合には、法律でいう宗教団体に該当せず、宗教法人となることができない」となっています。

公益法人の場合には、類似の名称であっても設立が認められる場合が多いので、類似商号の調査に類する作業は省くことができます。しかし、事業に供しようとする不動産が寄付者の所有物であるか否かは、登記簿を閲覧して確認し謄本3部程度の交付を受けておく必要があります。もし登記上当該不動産が寄付者の所有に属していない場合は、寄付自体が無効となり公益法人の設立は不能となります。

寄付証書には登記簿謄本の添付が必要で当然所轄庁では謄本によってその不動産の権利関係の確認をするわけです。また公益法人には各種の非課税措置が認められていますのでこの適用範囲を税務署で確認することも必要です。公益法人を設立すれば、何んでも非課税になると考えている人が多いにしておいては、依頼者と相互の信頼関係が崩れてしまうことになりかねないので注意が必要です。

宗教法人規則認証手続

設立会議の開催（議事録の作成、規則
代表権者・責任役員等の決定）

1

宗教法人となろうとしている宗教団体が被包括団体である場合には、包括団体の承認を受ける必要があるため、その手続をする。

2

設立のための公告を掲示板等に掲示し、
写真を取り、信者に確認してもらう。
(公告は規則案で定める期間に行い、
期間は公告の翌日から起算する)

3

規則の認証申請書を所轄庁に提出する
(公告期間経過の日から少くとも1ヶ月経過する必要がある)

4

所轄庁による書類の審査(法律で定められた要件が具備されているかどうかについて)

5

所轄庁による現地調査(礼拝堂の有無を中心とする。(宗教団体と云えるものが実在するかどうかの調査))

6

申請書の受理(受理とは形式的要件を審査した上、本案の審査に入るべきものとして受け取ることをいい、単なる到達とは異なるものである)

7

認証(法律上は、受理後3ヶ月以内に行うことになっている)

8

規則認証書。認証した規則及びこれらの
謄本を申請人に交付

9

設立の登記手続(規則認証書交付を受けた日から2週間以内にする必要がある)

10

所轄庁に対し成立届(法人の登記謄本
代表役員の印鑑証明書を添付。印鑑証明
書は個人のものでなく、法務局発行
のものであること)

(以下次号)

昭和57年度 支部業務指導者研修会

—業務研修部—

昭和57年度の支部業務指導者研修会は、
本年2月15日、北農建保会館において開催
され、「相続法」(講師は日向寺正幸業務
研修部担当副会長)・「商法改正」(講師
は平賀昌夫業務研修部担当理事)について
業務研修がなされた。各支部から担当者が
出席し活発な質疑応答があり、本研修会の
結果は各支部において伝達講修が実施され
ました。(写真はその風景)



戸籍手数料の改定

戸籍手数料令が改正され、本年4月1日から施行されました。

区 分	新	旧
戸籍の謄本又は抄本の交付(1通につき)	300円	200円
除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付(1通につき)	500円	300円
戸籍に記載した事項に関する証明(証明事項1件につき)	200円	100円
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明 (証明事項1件につき)	300円	200円
届出若しくは申請の受理の証明書又は届書に記載した事項に 関する証明(1通につき)	200円	100円
婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理につ いて請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる 証明書(1通につき)	1,000円	800円
届書の閲覧(1件につき)	200円	100円

支 部 の う ご き

支 部 業 務 研 修 会 開 催 状 況

(注) () は通知人員

支 部	月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受講者数
札幌	3 / 19	エルム会館	相 続 法 商 法 の 改 正	札幌支部理事 佐 藤 良 雄	(522)名 66
空 知	1 / 15	岩見沢市民会館	民 法 (総則)	札 幌 市 弁 護 士 向 井 清 利	(99) 22
	2 / 19	"	" (債権)	札 幌 市 弁 護 士 向 井 清 利	(99) 16
旭 川	2 / 23	旭川市労働福祉 会館	相 続 法 商 法 の 改 正	旭川支部所属 行政書士 古 屋 福 治	(128) 13
宗 谷	3 / 9	稚内グランド ホテル	"	宗谷支部監事 行政書士 越 政 隆	(11) 5
苫小牧	3 / 2	苫小牧労働福 祉センター	"	苫小牧支部副支部長 行政書士 酒 井 清 蔵	(49) 13
日 高	3 / 10	静内公民館	車 庫 証 明	日高支部所属 行政書士 金 田 誠	(8) 6
	3 / 12	"	相 続 法 商 法 の 改 正	日高支部所属 行政書士 日向寺 正 幸	(14) 11

事務局日誌

一 退 会

支部名	会員番号	氏 名	区 分	退 会 年月日
札幌 (白石区)	2.774	婦山 聖樹	退 会	58・2・10
" (中央区)	2.372	平田 敏雄	廃 業	58・3・25
" (北区)	2.035	打田 三美	退 会	58・3・23
" (豊平区)	2.526	古屋 忠相	廃 業	58・3・29
" (西区)	2.599	高橋 幸一	退 会	58・3・31
函 館	2.836	松本 富彌	"	58・3・3
"	1.873	佐藤長四郎	"	58・3・15
"	2.747	平田 栄吉	会則第69条退会	58・3・23
"	2.720	伊藤 正明	退 会	58・3・29
"	2.224	成田 清	"	58・3・31
小 樽	2.336	竹田 寛	"	58・3・9
"	1.151	小淵 三由	廃 業	58・3・28
空 知	2.020	菅原紀久雄	退 会	58・3・31
釧 路	1.220	中村 清	"	58・3・31
旭 川	2.089	中田 雄幸	死 亡	58・3・29

……事務局次長の異動……

一総務部一

事務局次長山田正直氏は、昭和52年11月に就任されて以来、その名のとおり正直一途、真面目で親切的な勤務態度は周囲の人たちに愛され親しまれていましたが、近年健康がすぐれず退職願が提出されていたところ本年4月15日付退職発令になり事務局を去られました。

欠員補充として高田昭平氏が本年4月16日付事務局次長に就任されました。高田氏は、北海道自治講習所修了後、町役場、支庁、本庁、保健所次長、医大学務課長補佐等を経て道防災消防課勤務中でしたが、支庁在勤中は行政書士の登録を担当していた経験もある方です。山田次長同様よろしくをお願いします。

2月22日 第3回車庫証明対策特別委員会
10:00~16:00

3月8日 第4回経理部会
10:00~17:30

10日 第7回常任理事会
13:00~17:30

19日 業務研修部会 13:00~15:00
23日 有資格者団体協議会

17:30~19:30

26日 決算予備監査 9:00~18:30

27日 決算予備監査 10:00~18:10
第8回常任理事会

10:00~12:30

28日~ 第4回支部長会議

29日 13:00~17:00

10:40~14:55

28日 第4回理事会 15:05~18:30

29日 臨時総会 10:00~10:20

31日 登録資格審査委員会

14:00~17:00

行政書士会館建設資金
特別協力者に感謝状

行政書士会館建設資金として、1万円以上の寄付者と10万円以上の融資者には、日本行政書士会連合会から感謝状が贈られることになっており、第二次分(58. 1. 15日まで寄付の分)として次の方に感謝状の贈呈がありました。

寄付者(敬称略) 4名

坂田直光(網走)、金子正信(函館)

生垣繁太郎(札幌)、一條 勲(旭川)

昭和58年満年令早見表

(誕生前は1才を減ずる)

十二支	年号	年令	西 曆	年号	年令	西 曆	年号	年令	西 曆	年号	年令	西 曆
亥	昭和58	才0	年1983	昭和34	才24	年1959	昭和10	才48	年1935	明治44	才72	年1911
戌	57	1	1982	33	25	1958	9	49	1934	43	73	1910
酉	56	2	1981	32	26	1957	8	50	1933	42	74	1909
申	55	3	1980	31	27	1956	7	51	1932	41	75	1908
未	54	4	1979	30	28	1955	6	52	1931	40	76	1907
午	53	5	1978	29	29	1954	5	53	1930	39	77	1906
巳	52	6	1977	28	30	1953	4	54	1929	38	78	1905
辰	51	7	1976	27	31	1952	3	55	1928	37	79	1904
卯	50	8	1975	26	32	1951	2	56	1927	36	80	1903
寅	49	9	1974	25	33	1950	昭元大15	57	1926	35	81	1902
丑	48	10	1973	24	34	1949	大正15	58	1925	34	82	1901
子	47	11	1972	23	35	1948	13	59	1924	33	83	1900
亥	46	12	1971	22	36	1947	12	60	1923	32	84	1899
戌	45	13	1970	21	37	1946	11	61	1922	31	85	1898
酉	44	14	1969	20	38	1945	10	62	1921	30	86	1897
申	43	15	1968	19	39	1944	9	63	1920	29	87	1896
未	42	16	1967	18	40	1943	8	64	1919	28	88	1895
午	41	17	1966	17	41	1942	7	65	1918	27	89	1894
巳	40	18	1965	16	42	1941	6	66	1917	26	90	1893
辰	39	19	1964	15	43	1940	5	67	1916	25	91	1892
卯	38	20	1963	14	44	1939	4	68	1915	24	92	1891
寅	37	21	1962	13	45	1938	3	69	1914	23	93	1890
丑	36	22	1961	12	46	1937	2	70	1913	22	94	1889
子	35	23	1960	11	47	1936	大元明45	71	1912	21	95	1888

年計報告を至急提出して下さい!!

—企画部—

昭和57年中の年計報告は、1月末日まで提出するように会則上義務づけられておりますので、未提出者は至急提出するようにお願いします。

会館建設資金の融資について

行政書士会々館建設資金の融資につきましては、会員の皆様には絶大なるご理解と協力を賜わり、3月31日現在融資額894万円に達しました。

しかしながら、ご存知の通り北海道会の目標額は1,420万円でありまして約63%という現状です。この目標を達成するため是非皆様方の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

未融資の方は、至急1万円の御送金をお願いします。

— 交 通 標 語 —

- ・ あぶないよ
車が見えない まがりかど
- ・ だいじょうぶ
でも もう一度 右左
- ・ 危険です寝不足
積み過ぎ 飛ばし過ぎ

会報原稿を募集します!!

企画部会報編集係では、広く会員及び補助者の皆さんから、会報の原稿を募集しております。創作・随筆・業務談話など内容は何でも受けつけております。また、会報に対するご意見、ご感想などございましたらお寄せ下さい。より良い会報の作成のため、参考にさせていただきたいと考えております。

おねがい

補助者届出の励行を!

行政書士が、補助者を採用したり、解職したときは、会則第84条によって14日以内に会に届けなければなりません。

届様式は、「行政書士法令・会則・規程集」58頁に掲載されていますので、コピーして用い、2通を支部にお出しください。

なお、補助者には必ず、「補助者バッヂ」を着用させてください。

○職域の確保は 法の守りから

補助者 豊田 憲司殿（十勝支部）

’83. 5 第136号 昭和58年5月15日発行

発行人 葛西 義雄
編集人 橋本 雄一
発行所 北海道行政書士会
印刷所 谷川印刷株式会社
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目（西向）
タキモビル 5F
電話 (011) 221-1221
221-1222